

令和 7 年 恵庭市議会第 1 回定例会議事日程表（2 月 1 9 日）

1. 日 程

日程	議 案 番 号	件 名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		諸 般 の 報 告	
4		市 政 執 行 方 針	
5		教 育 行 政 執 行 方 針	
6		行 政 報 告	
7		教 育 行 政 報 告	
8	議 案 第 1 号	恵庭市副市長の選任の同意について	即決・簡易
9	議 案 第 2 号	恵庭市公平委員会委員の選任の同意について	〃
10	議 案 第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
11	議 案 第 4 号	恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について	〃
12	議 案 第 5 号	恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃
13	議 案 第 6 号	恵庭市職員の旅費に関する条例等の一部改正について	〃
14	議 案 第 7 号	恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	〃
15	議 案 第 8 号	恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について	〃
16	議 案 第 9 号	恵庭市老人福祉施設条例の一部改正について	〃
17	議案第 1 0 号	恵庭市介護保険条例の一部改正について	〃
18	議案第 1 1 号	恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	〃
19	議案第 1 2 号	恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	〃
20	議案第 1 3 号	恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃
21	議案第 1 4 号	恵庭市営住宅恵央団地 P F I 建替事業の事業契約の変更について	〃
22	議案第 1 5 号	恵庭市と札幌市との消防通信指令事務の委託に関する規約の制定について	〃

23	議案第 1 6 号	令和 6 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 0 号）	即決・簡易
24	議案第 1 7 号	令和 6 年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃
25	議案第 1 8 号	令和 6 年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
26	議案第 1 9 号	令和 6 年度恵庭市水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃
27	議案第 2 0 号	令和 7 年度恵庭市一般会計予算	予算審査 特委設置 付託
	議案第 2 1 号	令和 7 年度恵庭市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 2 2 号	令和 7 年度恵庭市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 2 3 号	令和 7 年度恵庭市介護保険特別会計予算	
	議案第 2 4 号	令和 7 年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算	
	議案第 2 5 号	令和 7 年度恵庭市土地取得事業特別会計予算	
	議案第 2 6 号	令和 7 年度恵庭市水道事業会計予算	
	議案第 2 7 号	令和 7 年度恵庭市下水道事業会計予算	
28	議案第 2 8 号	恵庭市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	即決・簡易
29	議案第 2 9 号	恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃
30		一 般 質 問	

2. 会 期

	日 程	曜日	会 議 区 分	摘 要
1	2 月 1 9 日	水	本会議(10：00)	諸般の報告・市政執行方針・教育行政執行方針・行政報告・教育行政報告・議案審議
			委 員 会 (※本会議終了後)	予算審査特別委員会
2	2 月 2 0 日	木	休 会	
3	2 月 2 1 日	金	休 会	
4	2 月 2 2 日	土	休 会	
5	2 月 2 3 日	日	休 会	
6	2 月 2 4 日	月	休 会	
7	2 月 2 5 日	火	本会議(13：20)	一般質問
8	2 月 2 6 日	水	本会議(10：00)	一般質問
9	2 月 2 7 日	木	本会議(10：00)	一般質問
10	2 月 2 8 日	金	本会議(10：00)	一般質問
			委 員 会 (※本会議終了後)	議会運営委員会
11	3 月 1 日	土	休 会	
12	3 月 2 日	日	休 会	
13	3 月 3 日	月	休 会	
14	3 月 4 日	火	委員会(10：00)	予算審査特別委員会（個別質疑）
15	3 月 5 日	水	委員会(10：00)	予算審査特別委員会（個別質疑）
16	3 月 6 日	木	委員会(10：00)	予算審査特別委員会（個別質疑）
17	3 月 7 日	金	休 会	
18	3 月 8 日	土	休 会	
19	3 月 9 日	日	休 会	
20	3 月 1 0 日	月	休 会	
21	3 月 1 1 日	火	委員会(10：00)	総務文教常任委員会
22	3 月 1 2 日	水	委員会(10：00)	厚生消防常任委員会
23	3 月 1 3 日	木	委員会(13：00)	基地特別委員会
			委員会(14：30)	恵庭市議会ハラスメント根絶特別委員会
24	3 月 1 4 日	金	委員会(10：00)	経済建設常任委員会

25	3 月 1 5 日	土	休 会	
26	3 月 1 6 日	日	休 会	
27	3 月 1 7 日	月	委員会(10 : 00)	議会改革特別委員会
			委員会(13 : 00)	総合計画特別委員会
28	3 月 1 8 日	火	委員会(10 : 00)	予算審査特別委員会（代表質問）
29	3 月 1 9 日	水	委員会(13 : 00)	予算審査特別委員会（代表質問）
30	3 月 2 0 日	木	休 会	
31	3 月 2 1 日	金	委員会(10 : 00)	予算審査特別委員会（代表質問・採決）
			委員会(15 : 00)	議会運営委員会
32	3 月 2 2 日	土	休 会	
33	3 月 2 3 日	日	休 会	
34	3 月 2 4 日	月	本会議(13 : 00)	審査報告・議案審議

議案第 2 8 号

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

恵庭市議会議員 市 川 慎 二 前 田 孝 雄 野 沢 宏 紀
 柏 野 大 介 武 藤 光 一

記

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条 （略） （定義） 第 2 条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） 第 3 条～第 11 条 （略）	第 1 条 （略） （定義） 第 2 条 （略） 2～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） 第 3 条～第 11 条 （略）

現行			改正案		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第 12 条 (略)			第 12 条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に	第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 10 項に

現行			改正案		
		規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき			規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき
(略)			(略)		
第 13 条～第 52 条 (略)			第 13 条～第 52 条 (略)		
第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。			第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。		
第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。			第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。		
第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。			第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。		
第 56 条・第 57 条 (略)			第 56 条・第 57 条 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条第10項及び第12条第5項の改正は令和7年4月1日から、第53条、第54条及び第55条の改正は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 2 9 号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

恵庭市議会議員 野 沢 宏 紀 柏 野 大 介 武 藤 光 一
市 川 慎 二 前 田 孝 雄

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

現行							改正案						
第 1 条～第 5 条 （略）							第 1 条～第 5 条 （略）						
別表(第 3 条関係)							別表(第 3 条関係)						
航 空 賃	鉄道賃 船賃	車賃	日 当 (1 日 に つき)		宿 泊 料 (1夜につき)		航 空 賃	鉄道賃 船賃	車賃	日 当 (1 日 に つき)	宿泊料上限(1		
											夜につき)		
			市外	道外	市外	道外					特定地 域以外地 域の地域	特定地	
実費	上 級 の	実費	円	円	円	円	実費	上 級 の	実費	円	円	円	

現行							改正案						
	運賃又は実費		1,250	1,500	1万	1万		運賃又は実費		2,400	1万	1万	
						2,000					3,000	9,000	
備考							備考						
1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。 2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。 3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限りでない。							1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、道外へ日帰り旅行する場合については、この表に定める日当額の2分の1を支給する。 2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。 3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限りでない。 4 特定地域とは、東京都、埼玉県、京都府及び福岡県とする。						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

一 般 質 問 の 順 位 及 び 時 間

順	月 日	氏 名	通 告 時 間	摘 要
1	2月25日	澁谷 敏明	50分	
2		宮 利徳	50分	
3		三上 まどか	40分	
4	2月26日	矢野 浩章	50分	
5		石井 美季	50分	
6		吉永 孝之	50分	
7		早坂 政芳	50分	
8	2月27日	小橋 薫	40分	
9		野沢 宏紀	40分	
10		松島 緑	50分	
11		生本 富士代	50分	
12	2月28日	柏野 大介	90分	
13		新岡 知恵	40分	
14		太田 実保	50分	
15		小林 卓矢	50分	

各 常 任 ・ 特 別 ・ 議 会 運 営 委 員 会 日 程

委 員 会	月 日	時 間	場 所	事 項
総 務 文 教 会 常 任 委 員 会	3月11日	10:00	委員会室	・所管事務調査
厚 生 消 防 会 常 任 委 員 会	3月12日	10:00	委員会室	・所管事務調査
経 済 建 設 会 常 任 委 員 会	3月14日	10:00	委員会室	・所管事務調査
基地特別委員会	3月13日	13:00	委員会室	・所管事務調査
恵庭市議会ハラスメント根絶特別委員会	3月13日	14:30	委員会室	・所管事務調査
議 会 改 革 会 特 別 委 員 会	3月17日	10:00	委員会室	・所管事務調査
総 合 計 画 会 特 別 委 員 会	3月17日	13:00	委員会室	・所管事務調査
予 算 審 査 会 特 別 委 員 会	2月19日	本会議終了後	第2・3委員会室	・正副委員長の互選
	3月4日	10:00	市民会館3階 中ホール	・個別質疑
	3月5日	10:00		
	3月6日	10:00		
	3月18日	10:00	議場	・代表質問
	3月19日	13:00		・代表質問
	3月21日	10:00		・代表質問・採決
議会運営委員会	2月28日	本会議終了後	委員会室	・意見案の調整
	3月21日	15:00	委員会室	・追加案件